

分科会4

「家族と地域で考える人生の最期の準備」

「認知症高齢者の方の 成年後見人による葬儀への対応」



平成29年2月4日（土）
行政書士 久保 晶子

1. 自己紹介



【氏名】行政書士 久保 晶子（くぼ・あきこ）

【専門分野】遺言・相続・成年後見

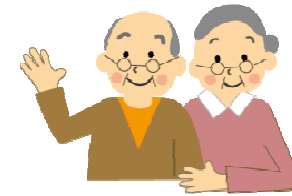
【略歴】

- 神奈川県鎌倉市生まれ、茨城県つくば市育ち
- 平成16年 早稲田大学第一文学部卒業
- 平成17年 行政書士登録（現在開業12年目）

【所属】

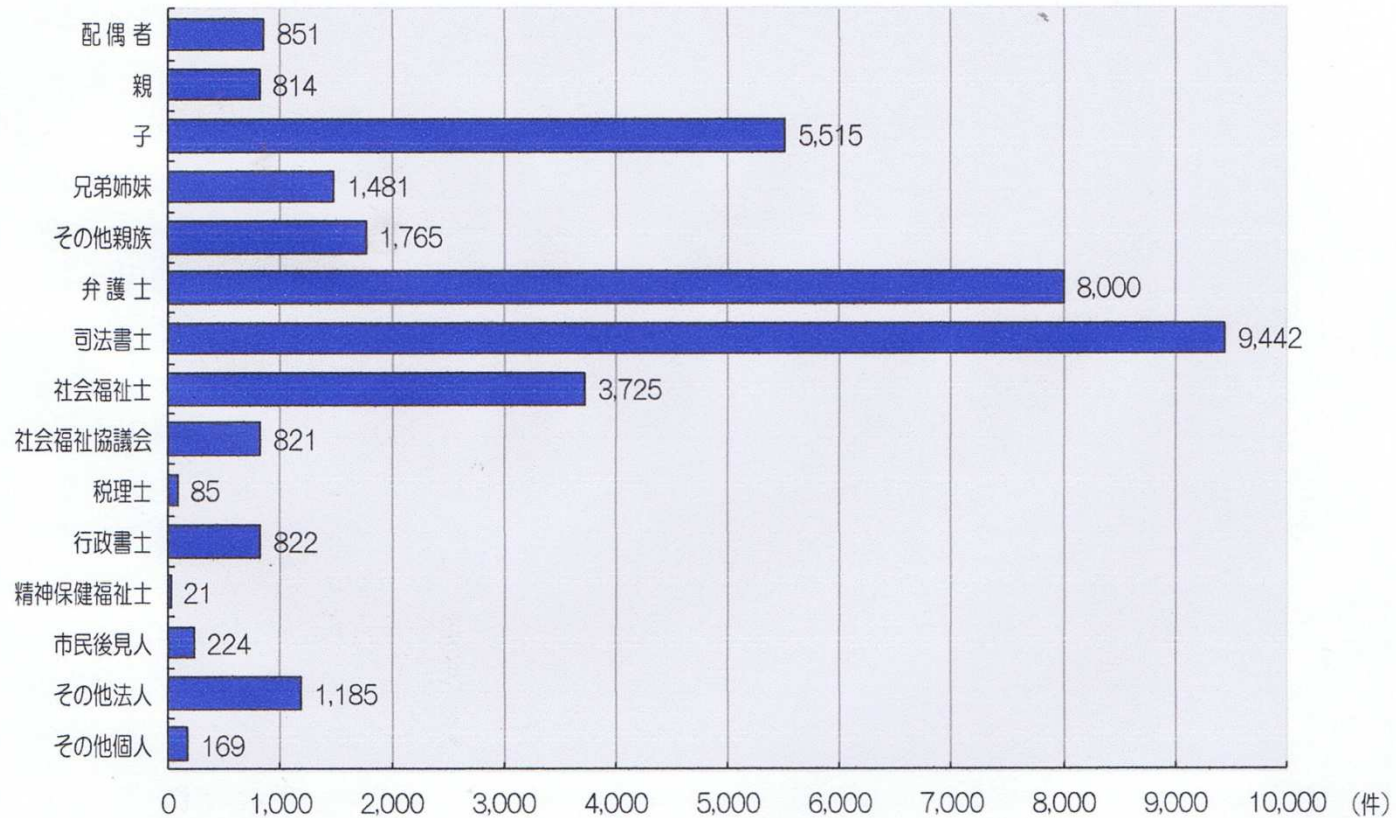
- 東京都行政書士会多摩中央支部会員・同支部会員
有志「相続後見シニアサポート多摩」会長
- 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター
神奈川県支部会員
- 日本成年後見法学会会員

2. 成年後見制度とは



- 認知症などにより判断能力が不十分な方を保護・支援する制度で、成年後見人等がご本人の財産管理・身上監護をお手伝いします。
- 平成12年の民法改正により、従前の「禁治産者制度」から新しく「成年後見制度」へと生まれ変わりました。
- 平成24年から、第三者後見人の選任割合が親族後見人の選任割合を上回るなど、「成年後見の社会化」が起きています。

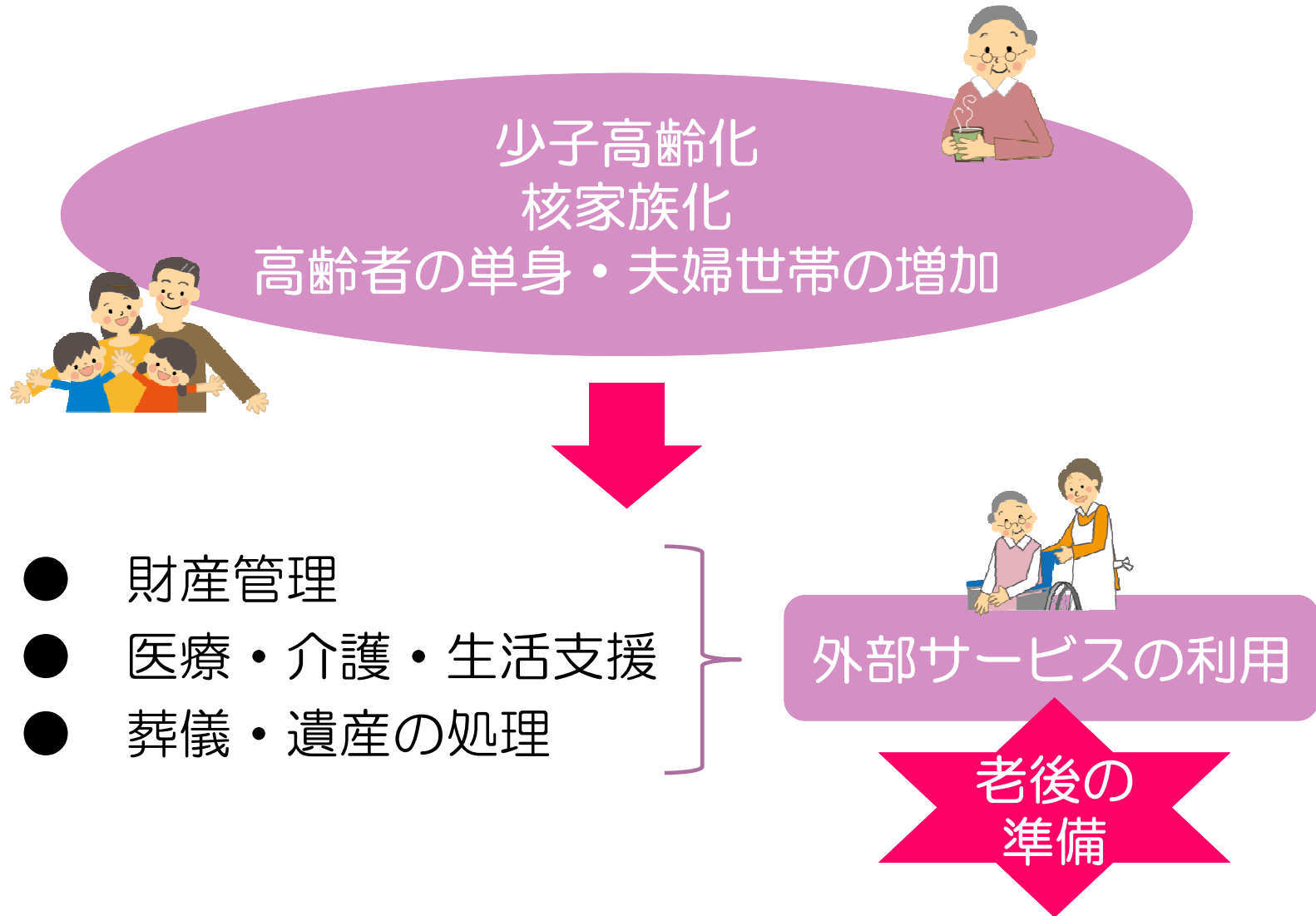
3. 成年後見人等と本人との関係



※ 最高裁判所事務総局家庭局『成年後見関係事件の概況—平成27年1月～12月—』より

親族後見人 **29.9%** 第三者後見人 **70.1%**

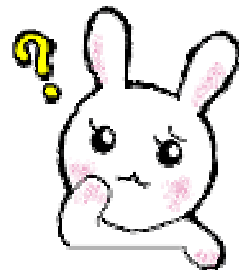
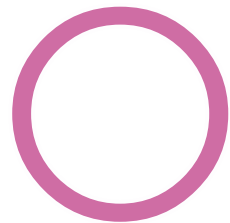
4. 背景



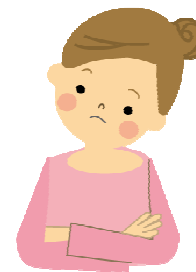
5. ○×クイズ

【問題】

ご本人に成年後見人等が付されていれば、ご本人の死後、成年後見人等が、ご葬儀などの死後事務、遺産の処理を行ってくれる。



6. 成年後見制度と死後事務



- ご葬儀などの死後事務
 - ① 死亡届の提出（戸籍法第87条）
 - ② 火葬または埋葬に関する契約の締結（家庭裁判所の許可が必要、民法第873条の2）
 - ▽ 保佐人・補助人が対象外
 - ▽ 火葬・埋葬のみで葬儀が含まれない
- 遺産に関する事務
 - ① 管理の計算（民法第870条）
 - ② 相続人への遺産の引渡し

不十分

7. 成年後見制度を補完する制度

成年後見制度

任意後見（契約による後見）

判断能力が不十分な場合の財産管理

+

遺言

遺産の処理（遺言の執行）

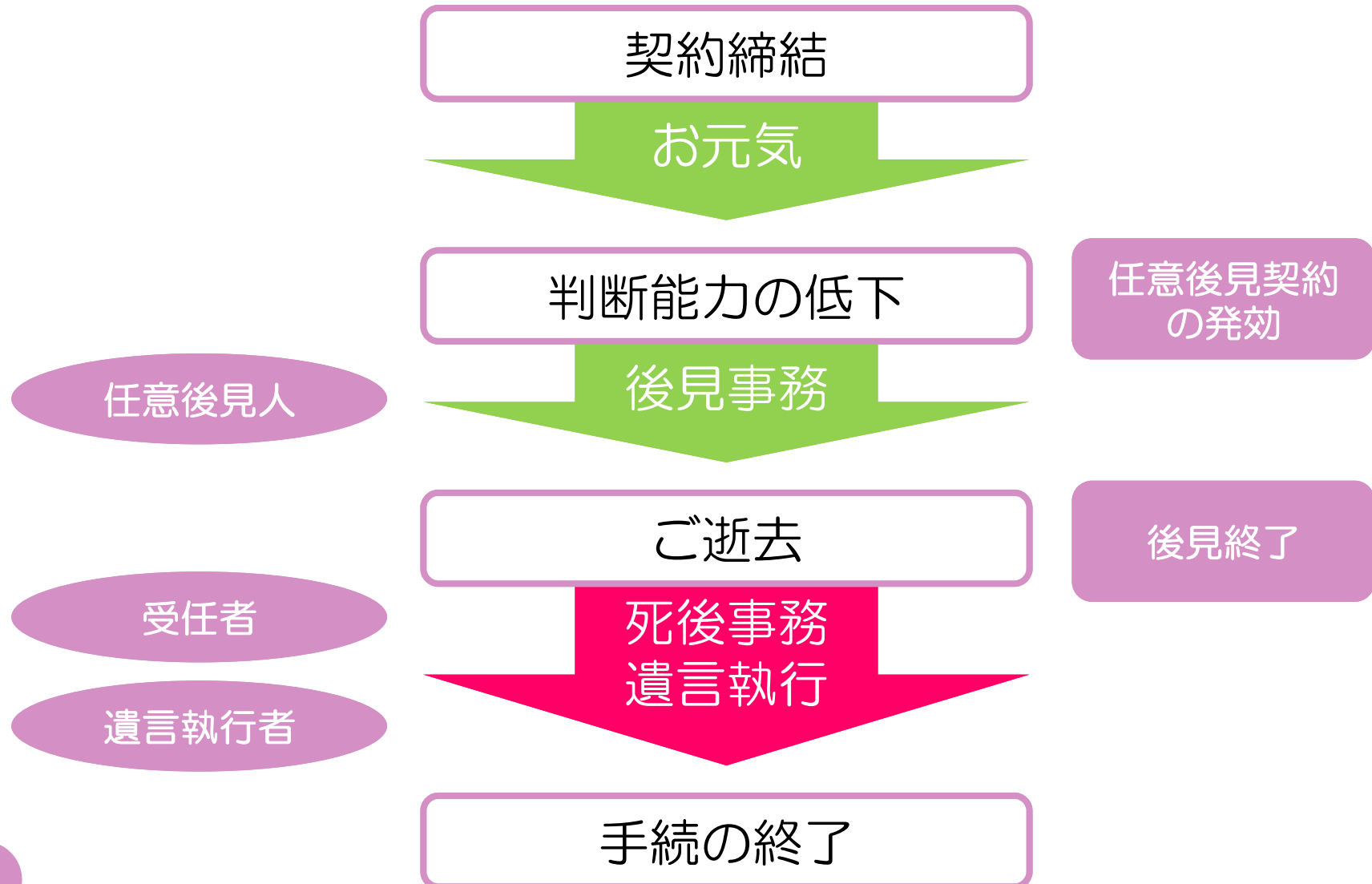
死後事務の委任契約

ご葬儀の手配・身辺の整理

生前の事務

死後の事務

8. 制度利用の流れ



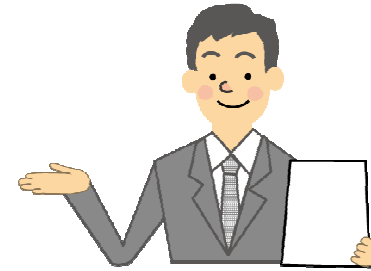
9. 事例紹介



● Aさんの事例(1)

- ① Aさん（80代・男性）は、昨年、妻Bさんを病気で亡くし、現在は、三鷹市内の自宅で一人暮らしをしています。
- ② Aさんの一人息子のCさん（50代）は、高齢のAさんのことを心配していますが、海外勤務のため、盆暮れにしか帰省できません。
- ③ Aさんは、忙しい息子に迷惑をかけたくないと、自分の将来のことについて、「みたか・みんなの広場」へ相談に行きました。

9. 事例紹介



- Aさんの事例(2)
 - ④ Aさんは、「みたか・みんなの広場」で、行政書士Dさんを紹介してもらいました。
 - ⑤ Aさんは、Dさんと何度も面談を重ねた結果、Dさんとの間で「任意後見契約」と「死後事務の委任契約」を締結し、Dさんを遺言執行者に指定する遺言書を作成することにしました。
 - ⑥ Aさんは、長男Cさんにもそのことを伝えて、Cさんが帰国した際に、Dさんを紹介するなどして、みんなが連携できるようにしました。

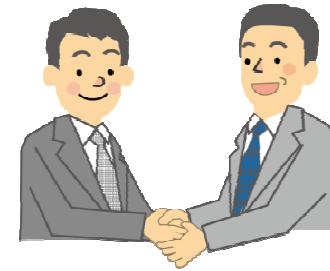
9. 事例紹介



● Aさんの事例(3)

- ⑦ 数年後、Aさんに物忘れの症状が現れ始めて、火の不始末などもあり、ひとり暮らしを続けることが難しくなりました。
- ⑧ 行政書士Dさんは、以前、Aさんとの間で締結した「任意後見契約」を発効させるとともに、Aさんが、自分の気に入った老人ホームへ入居することができるよう支援しました。
- ⑨ Aさんは、その後、数年間、老人ホームにて、穏やかな日々を送り、老衰で亡くなりました。

9. 事例紹介



● Aさんの事例(4)

- ⑩ 行政書士Dさんは、Aさんのご葬儀を手配し、
急ぎ帰国したCさんと一緒にAさんのご葬儀に
参列しました。
- ⑪ その後、忙しいCさんは海外に戻りましたが、
行政書士Dさんが、「死後事務の委任契約」と
「遺言」に基づき、Aさんの身の周りの整理や遺産
に関する手続きを行い、Aさんのご遺志どおりに
すべての手続きが無事に終了したのでした。

(おわり)

9. まとめ

老後の準備はお元気なうちに

安心の3点セット
任意後見契約・死後事務の委任契約・遺言



ご 静 聴

ありがとうございました

